



JR東労組 (東日本旅客鉄道労働組合)
 東京都渋谷区代々木2丁目2番6号
 JR新宿ビル13F 〒151-8512
 電話 03-3375-5740(代)
 2019年3月15日 発行人 山口浩治 編集人 湯ノ目亜矢子
 第695号 月2回(1日、15日)発行/一部20円
 (組合員の購読料は、組合費に含む)



JR東労組ホームページは
 ←こちらからアクセス
<http://www.jreu.or.jp/>

19春闘 妥結!

**基本給の平均改善額
1,050円**

定期昇給を係数「4」で実施!

**グリーンスタッフ組合員・エルダー組合員の
基本賃金500円引き上げ**

精算日:6月25日(火)以降準備出来次第

**各職場において創造的な取り組みと議論を
積み重ねていただいたことに感謝いたします**

ベースアップ額	2019年度			2018年度	
	所定昇給額	1/6	加算	ベア額	ベア額
係職1等級	4,000	700		700	
係職2等級	5,000	800		800	
指導職1等級	5,500	900		900	
指導職2等級	5,500	900		900	
主任職1等級	5,900	1,000		1,000	
主任職2等級	5,900	1,000		1,000	
主務職	6,000	1,000	100	1,100	
主幹職B、技術専任職	6,300	1,100	100	1,200	
主幹職A	6,600	1,100	100	1,200	
E等級	5,500	900		900	
D等級	6,200	1,000		1,000	
C等級	6,400	1,100		1,100	
T等級	6,500	1,100	100	1,200	
M等級、S等級	6,700	1,100	200	1,300	
H等級	6,900	1,200	100	1,300	
				平均 748円 (基本給の 0.25%)	

**基本給に
所定昇給額×6分の1を加算**

※主務職以上及びT等級以上の社員100円加算
M等級、S等級は200円加算

第二基本給の凍結および企画業務を担う組合員の

待遇改善(手当新設)の要求は実現に至らず

JR東労組は、18春闘の「大敗北」を踏まえ、現実から目を背けることなく、毎年その都度労使で決めるという基本スタンスに則り19春闘において議論を重ねてきました。3月15日会社より回答を受けましたが、私たちの要求とは大きく乖離した回答であったため、全地本委員長会議の議論を経て妥結しました。

今回のベースアップは、基本給へ所定昇給額の6分の1を加算する手法を会社は選択しました。その理由は職責の重さを重要視したということです。また、主務職・T等級以上に100円(M・S等級は200円)加算についても職責に対する加算とし、わかりやすく合理的な方法としていきます。交渉では、ベアの原資を確保することに重きを置き、職場の現実を訴え、定額を求めましたが、会社の職責を重視する姿勢を崩すことができませんでした。

しかし、昨年の基本給の平均改善額748円を上回り、平均1,050円の回答を引き出し、グリーンスタッフ・エルダー組合員の賃金改定という待遇改善と昇給係数4の定期昇給を勝ちとったことは成果です。

一方、平成採の待遇改善として第二基本給の凍結、企画業務を担う組合員の待遇改善を求めましたが、実現には至りませんでした。人件費管理上の課題があるとして、「変革2027」を含めて大きく働き方の変化が予測されるなか、組合員の待遇改善に向けて議論を継続していきます。

春闘の三大要素は「世間相場」「支払能力」「組織力」です。しかし現在のJR東労組の「組織力」は18春闘の混乱によって大きく後退している現実です。最大の課題は「組織力」を再生させるための12地本総団結と組織強化・拡大です。賃上げのたかひに留まらず、矢継ぎ早に示される施策に立ち向かうためにもJR東労組の「組織力」を強化・拡大していきましょう!

19春闘のたたかひの経過と結果を全組合員で振り返り

未来を展望する議論を展開し、組織強化・拡大につなげていこう!

罰則付き上限規制といった労働者保護策だけではなく、残業代、ゼロ制度や過労死促進法と揶揄される「高度プロフェッショナル制度(高プロ)」も盛り込まれた▼導入当初は年収1075万円以上の専門職が対象だが、対象要件は「省令」で定めるため、省令が改正されれば国会審議を経ずに拡大される。JRで働く私たちが対象になり得ることを認識したい▼一方、高プロの導入には、事業場毎の「労使委員会」で5分の4の賛成が必要となる。労使委員会の半数については「過半数労働組合がある場合には過半数労働組合が、過半数労働組合がない場合には過半数代表者が任期を定めて指名する」と定められており、労働組合や過半数代表者がどう判断するかが鍵となる。過半数代表選では、働く者の立場に立つ人を選ぶことが重要だ▼現在、過半数代表者選挙が実施されている。JR東労組の候補者が代表となる職場が多くあるが、労働者の仲間として、未加入の仲間も含めて継続して話し合い、「安全・健康・ゆとり・働きがい」を実感できる職場を創り出そう。(Y・K)



4月1日、「働き方改革関連法」が施行される。時